

Newsletter

May 2015

ASEAN インフラファイナンス・リーガルアップデート (Vol. 4)

マレーシアにおける PPP 制度の概要と最新動向

I. マレーシアにおけるインフラ開発について

マレーシアでは、1980年代より公共事業の民営化やPPP事業が推進されており、同国のインフラ整備は、ASEAN諸国の中ではシンガポールに次いで高い評価を得ています¹。もともと、いわゆる「ビジョン2020」に基づき2020年までの先進国入りを目指す同国では、都市交通や医療施設等の社会インフラも含めて、インフラ整備の需要は引き続き旺盛であり、その手法としてPPP方式に期待が寄せられています。この点、同国における現行の中期開発計画である第10期マレーシアプラン（2011年-2015年）においても積極的なPPP戦略が盛り込まれており、例えばRM 2,300億がPPPを含む一般的な開発目的のために割り当てられている他、インフラ事業向けの政府サポートファンドとしてRM 200億規模のファシリテーションファンドが創設されています（下記にて詳記します。）。かかるPPPを活用したインフラ整備事業重視の傾向は、現在作成作業が進められている第11期マレーシアプラン（2016年-2020年）においても踏襲される見込みです。

II. PPP に関する法的枠組み

法律及びガイドライン

マレーシアにおいては、PPPに関する基本法は制定されていません。PPP事業は、各分野に係る個別法（Communications and Multimedia Act、Port Authorities Act、Electricity Supply Act、Construction Industry Development Board Act、Railways Act、Federal Roads Act等）に加えて、下記に挙げるものを含む複数のガイドライン等に基づき実施されます。かかるガイドライン等では、PPPの枠組み、PPP事業及びプロジェクト会社に関する要件や選定手続き等の概要が規定されていますが、いずれも詳細な規定は設けられておらず²、首相直轄のPPP推進ユニットであるUKAS（3PU）や所管当局がPPP事業の内容や運営につき広い裁量権を有しています。

なお、多くのガイドラインはUKASのホームページ³に掲載されていますが、現時点で英語版が公表されているのは、民営化マスタープラン及びPPPガイドラインのみとなります。以下では主なガイドラインの概要について記載します。

¹ 世界経済フォーラムの発行する"The Global Competitiveness Report 2013-2014"における Infrastructure の指標において、マレーシアは、全体で第29位にランキングされており、これは ASEAN 諸国においては、シンガポール（2位）に次ぐランキングとなります。

² なお、マレーシアでは PPP 事業のための標準契約も公表されていません。

³ <http://www.ukas.gov.my/en/home>

(i) 民営化マスタープラン (Privatization Master Plan)

民営化マスタープランは、政府系企業や政府主導の事業の民営化の指針として 1991 年に策定されたものであり⁴、PPP というよりも純粋な民営化に着目したものとはいえますが、本プランを補完するものとされる後述の PPP ガイドラインと合わせて、PPP 事業にも適用されます。但し、その内容は必ずしも記載通りに適用されるものではなく、例えば本プランで上限 25% とされる外国出資制限は、UKAS が特に言及しない限り適用されず、実際の運用としては、本プランの内容にかかわらず、個別の PPP 事業の入札提案書に記載される出資制限が適用されることとなります。この点、マレーシアの PPP 事業では、49% を外国出資の上限とする案件が多く、例えば 2014 年に本邦コンソーシアムとマレーシア国営電力会社 (TNB) との間で売電契約が締結された電力事業においても外国出資の割合は 49% とされています。

(ii) PPP ガイドライン (Guidelines on Public Private Partnership)⁵

PPP ガイドラインは、民営化マスタープランを補完するものとして、第 9 期マレーシアプラン (2006 年-2010 年) に基づき策定されました。同ガイドラインは、マレーシアにおける PPP の概略を規定するもので、具体的には、PPP アプローチを採用する基本原則、PPP の定義 (独立採算型及び政府買取型の双方が記載されています。)、公共事業及び民営化との違い、PPP 提案の提出 (政府提案型が前提とされています。)、PPP 事業に係る一般的要件 (例えばスポンサーは、事業価値全体の少なくとも 10% 相当額を事業会社に対する支払済資本金として負担できるだけの財務基盤を有しなければならないことなどが規定されています⁶)、典型的なスキーム、PPP における民間と公共の役割と責任、全体のプロセス等について網羅的に記載されています。もっとも、同ガイドラインは簡潔な資料であり、事案ごとの詳細については、UKAS や関連官庁の判断及び PPP の入札書類に委ねられる構造となっています。

なお、筆者らの知る限り、現時点において、PPP ガイドラインの改正に関する情報はありません。

(iii) ファシリテーション・ファンドガイドライン (Facilitation Fund Guidelines)

前述の通り、政府は、第 10 期マレーシアプランにおいて、公共事業に対する政府支援ファンドとして、RM 200 億規模のファシリテーションファンド (Facilitation Fund) を創設しました。同ファンドの目的は、インフラ、教育、観光及び医療のような優先的な分野における事業の採算性や継続性のギャップを埋め、民間による PPP 事業を推進することであり、現在 UKAS によって運営されています。

ファシリテーション・ファンドガイドライン (以下「FF ガイドライン」といいます。) は、同ファンドの利用基準や運営方法に係るルールとして、2011 年に制定されました。当初の FF ガイドラインによると、同ファンドからの事業支援は補助金の形式をとることとされ、また、かかる補助金は、アクセス道路や橋、公共施設のような事業の基礎インフラの開発のためにのみ使用できるとされる一方、補助金の金額や補助金対象事業とされるための具体的な基準は明確にされていませんでした。こ

⁴ 1985 年に公表された民営化ガイドラインに優先的に入れ代わるものとの位置づけとなります。

⁵ http://www.ukas.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=02f1ea81-8075-4387-8b69-ebb2120292f1&groupId=15223

⁶ 但し、実際には、マレーシアの PPP 事業においては、デットエクイティレシオが 8 : 2 又は 7 : 3 となる例が多くなっています。

の点については、2014年にFFガイドラインが改正された際に、以下の通り一定の手当がなされています。

◇ FFガイドライン 2014年改正内容

- 資金使途制限の削除及び補助金上限額

まず、ファシリテーションファンドからの補助金の使途にかかる制限は削除され、補助金の金額は、プロジェクトコストの10%又はRM2億のいずれか低い方を上限とすることとされました。当該補助金は、事業の完成後、UKASの事前承認を受け、プロジェクト会社の口座に直接支払われます。

- 補助金対象となるための基準

次に、ファシリテーションファンドによるサポートを受けるために事業又はプロジェクト会社が遵守しなければならない基準が定められました。そのうち主なものは以下の通りです。

- a) 第10期マレーシアプランに記載される国家主要経済部門 (*National Key Economic Area*)⁷に列挙される優先部門の事業を含む、国家経済に重大な影響を及ぼし大きく貢献する新規投資で、「フィジカルデベロップメント」の進捗が全体の開発過程の10%を超えないもの（この要件については後述します。）。
- b) ファシリテーションファンドや政府から追加のサポートが得られなくても、採算が取れ、長期間持続できる事業であること。
- c) 事業用地の金額を除いたプロジェクトコストがRM1億（医療保健及び物流部門についてはRM5000万）以上であること。
- d) プロジェクト会社が以下の条件を充足していること。
 - 1965年会社法 (*Companies Act 1965*)に基づきマレーシアにおいて設立された会社であり、払込済み資本がRM300万以上であること。
 - 当該事業の開発に当たり、使用する土地の所有権又は使用权（賃借権）を有していること。
 - 当該事業を行う能力、スキル、経験等を有していること。
 - 財政状態が安定しており、当該事業を実行するために必要な資金調達が可能であること。

上記のうち(a)でいうところの「フィジカルデベロップメント」とは、樹木の撤去等の土地の開墾や杭打ち作業等、未開発の事業用地における物理的開発工事の進捗状況を意味します。ファシリテーションファンドは新規案件に対する補助金の交付を目的としているため、もし土地の開墾や杭打ち作業が既に開始されており、それが全開発工程の10%を超える

⁷ (1)オイル・ガス、(2)パーム油及び関連製品、(3)金融サービス、(4)卸売・小売業、(5)観光業、(6)情報通信技術、(7)教育、(8)電気・電子通信、(9)ビジネスサービス、(10)民間医療、(11)農業、(12)クアラルンプール開発 (*greater Kuala Lumpur*)

場合には、「フィジカルデベロップメント」後に始まる事業はもはや新規案件ではないとして、FFファンドによる補助の対象にはならないということになります⁸。この全開発工程の10%という要件は、基本的にはプロジェクト会社が提出する開発に係る進捗レポートに基づき判断するものの、大規模案件についてはUKASが現地調査も行い、要件を充足しているかを確認することとされており、各案件共通に適用されるような客観的な基準は定められていないようです⁹。

III. PPP の概要

1. 対象事業

PPPに関連する法律及びガイドライン等では、PPPとして実施できる事業を特に限定していません。この点、マレーシアにおいては、現在までに、輸送、高速道路、通信、医療、エネルギー、電気・水道、教育等に関する事業がPPPとして実施されてきましたが、どのような事業をPPPとして実施するかはその時の国のニーズによって柔軟に判断されるようです。

なお、同国において、今後数年で特に注目されるPPP事業としては以下のものが挙げられます。

- MRT (Mass Rapid Transit) プロジェクト
- クアラルンプールの国際金融地区計画 (いわゆる TRX (Tun Razak Exchange) 計画)
- ペナン港の民営化
- Sabah 州 Kimanis における 300 メガワット規模のコンバインドサイクル発電所の建設

2. PPP 事業及びプロジェクト会社の選定

PPP ガイドラインには、PPP 事業及びプロジェクト会社の選定プロセスの概要を示したフローチャートが記載されています。かかる記載によると、PPP 事業は PPP の関連省庁や当局の発案により行われることになっていますが、民間提案を禁じる趣旨ではありません (民間提案型については次項に記載します。)

政府提案型の事業は、原則として事業者選定のための入札手続きを経る必要があります。事業によって、入札手続きに要する時間は異なりますが、一般的にプロジェクト会社が最終的に選定されるまでには、入札書類が発行されてからおよそ 9-12 か月かかると言われています。なお、入札時の金融機関によるサポートレターやコミットメントレターの添付の要否及びその内容については特定のルールはなく、事案ごとに入札書類の中で定められるかたちとなっており、場合により合意済みのタームシートの提出まで求められる可能性もあるため注意が必要です。

⁸ あくまで開発工程の進捗度を基準とするものであり、「フィジカルデベロップメント」に係る金額の割合を基準とするものではありません。

⁹ B&M クアラルンプールオフィスが UKAS に聴取したところによる。

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先



鷹取 康久
パートナー
東京
03 6271 9702
yasuhisa.takatori@bakermckenzie.com



Mark Lim
パートナー
クアラルンプール
+60 3 2298 7960
mark.lim@bakermckenzie.com



Erik Begin
パートナー
シンガポール
+65 6434 2598
erik.begin@bakermckenzie.com



川村 麻紀
アソシエイト
東京
03 6271 9518
maki.kawamura@bakermckenzie.com



Faez Abdul Razak
アソシエイト
クアラルンプール
+60 3 2299 6839
faez.abdulrazak@bakermckenzie.com

3. 民間提案

上記の通り、PPP 事業の提案は政府のみならず民間から行うこともでき、当該提案が UKAS 及び関連当局に承認された場合には、PPP 事業として推進することが可能です。なお、大規模で経済的影響の大きい事案は政府提案事業として進められることが通常であり、民間提案事業は小規模案件となる傾向がありますが、これまでに焼却炉の建設プロジェクトや IPP プロジェクト等の実施例があります。

民間提案事業の場合は、事業者選定のための競争入札手続きを行う必要はなく、当該提案者は政府（又は所管当局）との間で事業契約内容について協議をし、合意に至った場合には当該事業を PPP 事業として行うことができます。かかる合意に至らない場合には、政府提案型の場合と同様、事業者選定のための競争入札が行われることとなります。

4. PPP モデル及び事業形態

マレーシアにおける PPP 事業は、大きく分けて、政府買取型と独立採算型とに分けることができます。PPP ガイドラインは政府買取型を中心に記載されていますが、同ガイドラインの PPP の定義において、独立採算型も可能である点が明記されています。

政府買取型は、事前に合意された主要業績評価指標（KPI）に基づき、民間事業者が提供したサービスに対し公共がサービス対価の支払いをするモデルで、医療施設や教育施設等の社会インフラ整備に用いられることが多く、事業形態としては、BLMT（Build-Lease-Maintenance-Transfer）となることが通例です。一方、独立採算型は民間事業者がエンドユーザーから直接手数料等を徴収するモデルで、主に交通セクターのインフラ整備において採用され、通常は BOT（Build-Operate-Transfer）又は BOO（Build-Own-Operate）の方式が採用されます。

なお、政府買取型の場合は公共側が、独立採算型の場合は民間側が、マーケットリスクを取ることとなりますが、マーケットリスクプロファイルの観点からは、オフテイク型の IPP 事業に用いられるアベイラビリティペイメントモデルは、この政府買取型に近似しているといえます¹⁰。

5. 政府サポート

マレーシアにおける PPP 事業に対する金銭的な政府サポートメニューとしては、前述のファシリテーションファンドによる補助金制度がありますが、PPP 事業やプロジェクト会社に対し、政府が債務保証やローン等の金銭サポートを提供することは基本的に想定されていません。但し、再生エネルギーの開発に関しては、Green Technology Financing Scheme（「GTFS」）と呼ばれる RM 500 万を上限とする特別な融資制度を設けています。この GTFS において、政府は、融資金額の 60% を上限として保証をし、また、融資に課される利率の 2% 分を負担する仕組みになっています。

¹⁰ 2013 年 3 月に発行された Economic Research Institute for ASEAN and East Asia の記事では、マレーシアにおける PPP モデルを (a) concession model、(b) accommodation model、(c) process plant model、(d) usage model の 4 種類に分類しています (http://www.eria.org/projects/PPP_in_Malaysia_ERIASummary_March_2013.pdf)。これらのうち (a)(d) は上記独立採算モデルに、(b)(c) は政府買取型モデルに近いと考えられます。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

一方、民間投資インセンティブとして、税制上の優遇措置が採られることがあります。この点マレーシア政府は、2013年には、オイル・ガスに係るPPP事業のプロジェクト会社につき、10年間法定所得に係る税を100%免除することとし、また同プロジェクトに係る源泉徴収税及び印紙税も免除することを発表しています。